

かとうき桜子

区政レポート



2018年2月号

(議会報告通号 Vol. 115)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp



メールマガジン発行中!

1月20日、介護に関する勉強会を行いました。



介護の現場で働く人と区民のみなさんが意見交換・交流する場を今回初めて実施しました。

まず、ケアマネジャー、訪問介護、訪問看護、デイサービス、福祉用具レンタル、特別養護老人ホームの相談員と介護士、薬剤師といった職種で働いている方から、普段どんなことをしているのか、もし介護が必要になった時にはどんな相談ができるのかという説明をしていただきました。

そして、事前に区民のみなさんから出していたいただいた意見のうち、「家族と本人の意見が合わない中で介護サービスを提供する場合、どのように関わりを持つているのか」「介護の仕事が向いている人はどんな人?」といった質問に対し、それぞれの現場の方からの意見を聞いていただきました。

また、ご参加いただいたみなさんからは、「ひとり暮らしの自分に介護が必要になった時、どんなサービスを受けられるか」「障害がある人が65歳を超えて介護保険制度を使う場合の課題」についてご質問をいただきました。

あつという間の2時間で、ご参加のみなさんがそれぞれ家族の介護で経験されたことなどをもっと話す時間をとれたらと思いました。

ご参加いただいた方の中には、「介護のことに触れる機会が今までなかったけれど、分かりやすかった」「現場で実践される方の話が聞けるのは初めてで勉強になった」といったご意見をいただきました。詳細は後日ブログ等にも載せたいと思いますが、気になる点がございましたらかとうき桜子事務所までお問合せください。

今年介護保険制度改正の年で、春はその対応のため現場も忙しくなります。それが落ち着いたら、6月頃に第二弾を計画したいと思っておりますので、ぜひご参加ください。

二〇一八年二月

かとうき 桜子

今年は4月15日に区長選・区議会議員補欠選挙が予定されています。

いつも駅で私の活動レポートを受け取ってくださっている方は、「最近、駅で演説をする人が増えてきたなあ」とお感じになるかもしれません。

今年は区長選挙が予定されています。

以前は統一地方選挙の時に区長選と区議選が同時に行なわれていたのですが、4年前、当時の区長が突然お亡くなりになったことから、区長選だけ1年前倒しの時期になりました。この時に区議会に欠員があると、補欠選挙が同時に行なわれることとなります。

昨年あった都議選、衆議院選挙のときに区議会議員をやめて選挙に出た人が5人いたので、今、5人の欠員があります。4月はこの補欠選挙が予定されていて、すでに立候補をしようと思っている方がたくさんいるので、駅頭もにぎわってきています。

今回は補欠選挙なので私には関係しません。本選は来年の春の統一地方選挙の時になりますので、今回の補欠選挙で出た人も1年でまた選挙になります。

区長選挙は、このレポートを書いている1月末の段階で、現職の区長は立候補の意思を表明していますが、対抗馬となる人はまだ出てきていない状態です。

選挙は4月8日～15日の1週間で、選挙期間中は選挙以外の政治活動は禁じられていますので、私の駅でのレポート配布も休止になります。

手話検定1級を取りました

まったく個人的な話ですが、昨年10月に手話検定1級を受けて、12月に合格したことが分かりました。手話検定は全国手話研修センターが実施している試験で、手話を学ぶ人が自分のレベルを確認するためのものです。手話通訳士になるのとは別です。検定は1級から5級まであって、1級は3年学んだ人が受けるレベルです。

私は大学時代に4年間手話を学び、社会人になってからは離れてしまっていたのですが、2016年度から再開しました。手話通訳ができるようになって、ろう者と聴者をつなぐ役割を果たせるようになったらいいなという夢を持っていますが、まだまだ勉強中です。通算6年やっているのだから、1級に合格するのは特別なことではないかもしれませんが、今回初めて検定を受けて合格できたのが嬉しかったもので、報告を書きました。

駅でのレポート配布について

かとうき桜子は、月に1回のペースで新しい区政レポートを作成しています。視察など遠出をする場合などに間があくこともありますが基本的に1ヶ月で1めぐりするように、おおむね以下のようなスケジュールで朝の通勤時間帯(7時～8時30分頃)に駅前で配布しています。

- ・毎週月曜日：大泉学園駅北口
(喫煙所の近く、駅正面のドトール前、グランエミオのビルの近く、みずほ銀行の近くの4か所を順番に回っています。月曜日が祝日だったり、月曜日に視察等があり都合がつかないときには曜日を変更する場合があります。)
- ・月2回、火曜日：大泉学園駅南口(1階ロータリーと2階デッキ)
- ・水曜または木曜のうち月3回：保谷駅北口と南口(北口正面、線路沿いの道、南口西友前)
- ・月3回、金曜日：石神井公園駅(中央改札側の駅正面と高架下と、西口改札付近)

かとうき桜子プロフィール

- 1980年生まれ。現在、区議会議員3期目。
- 慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- 大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわる必要性を感じ、2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- 公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて研究。2010年修了
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても政策提言
- 大泉学園町4丁目に猫3匹と夫と住んでいる



多様性のある豊かな社会の実現を

障害のある人の働き方にも多様性を

地域で暮らす障害のある人が働く場

地域で暮らす障害のある人が昼間通って過「ごし」たり働く場として「作業所」があります。練馬区には区立の作業所も比較的多くありますし、「障害のある人が成人してから過」す場が必要」と、親や支援者が作り古くから活動してきた作業所も多くあります。

障害者制度が十分に確立されていない時期から、このような地域での独自の取り組みがなされてきたのですが、介護保険制度ができた後に障害者分野も国としての制度ができました。(2003年 支援費制度→2006年 障害者自立支援法に基づく制度→障害のある当事者から制度の問題点が指摘され2013年から現在は障害者総合支援法に基づく制度)

その中で障害のある人が日中通う場所も制度の中に位置づけられましたが、左の表に書いたような少し分りづらいくみになっています。

大きく分けて、①一般企業への就労を目指す人の訓練と移行の場(就労移行、A型)、②一般就労が困難な人が働く場(B型、昔からの作業所の多くはこの制度に移行しています)、③障害の重い人が通う場(生活介護)です。ひとつの事業所におよそ20人以上の障害のある人が通っています。

【地域で暮らしている障害のある人が日中通う場所】

(練馬区の「障害者福祉のしおり」より。事業所数はWAMNETより。)

	サービス名	内容	区内の事業所数
①	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行なう。(→24か月以内の利用)	14
	就労継続支援A型	一般企業への就労に結び付いていない方のうち、雇用契約等に基づく就労が可能な方に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行なう。(→最低賃金以上が支払われる)	9
②	就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な方や一定年齢に達している方に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行なう。(→最低賃金は適用されず、作業で得た収益から「お給料」が支払われる)	39
③	生活介護	常に介護を必要とする方に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供する。	22

ます。

就労支援も大事だけれど、多様な支援が必要

かつての「作業所」は、現在は制度的に「就労継続支援」という事業として運営していることが多いのですが、その名の通り、「障害のある人が働く」ことを支援する場」という位置づけで、できるだけたくさん「お給料」(※注)を稼がせよう、という制度です。

現状では、障害のある人が作業所で働いても、障害のない人と比べるともらえる「お給料」がとても少なく、1か月に数千円とか、多くても数万円です。時給にすれば10円、数百円程度。障害があることを理由に、働いているのに少しかもらえないのはおかしいなことで、お給料アップを目指すのは大切なことです。

しかし、そもそもなぜそんなに安くなってしまふのか。制度では、障害のある人が働いた分は、障害のある人に「お給料」として還元しないといけないと定められています。搾取状態にならないようにするためです。それでも安い理由は、一言でいえば、「稼ぐ」ということがとても大変なことだからです。

くさん働いてもらったり、本来は障害のある人を支援する役割の職員が内職仕事をしたりすることも出てきてしまふことがあります。それでも国は「もっともっと稼がせよう」という方向で制度作りをしようとしています。

稼ぐことばかりを重視してしまふと、障害のある人の体調によってはついていけないということも起きてしまいがちです。例えば、精神障害のある人は日によってとても体調が悪いこともあるので、休んでしまふ日もあるし、バリバリと作業をこなすのは難しいこともあります。また、実家で親御さんと暮らしながら作業所に通っている障害のある方も多くいらっしゃると思いますが、ご本人もその親御さんも高齢化が進んでいる場合もあります。加齢に伴ってそんなにバリバリとは働けなくなるということもあるし、体調のこと、親の介護のことなど、生活上の課題も多様になってきます。作業所が「稼ぐ」ということにあまり偏ってしまふと、その人への生活の支援という意味で、多様な課題への対応が難しくなる面が出てきてしまふのです。

そもそも、仕事をするこの意義は、狭い意味で「稼ぐ」ことだけではないのではないのでしょうか。人とのつながりを作ることや誰かの役に立つことなども仕事

作業所では障害のある人の活動をサポートする職員が必要になります。表②の就労継続支援B型を例にすると、制度上は障害のある人10人に対して支援する職員が1人必要になるという割合です。その人件費の他、家賃や光熱費といった運営に要する費用は障害者総合支援法に基づき、国や自治体から一定の割合で支給されるしくみになっています。

ただ、障害のある人が働いた分の「お給料」は、障害のある人自身が働いて稼がなければなりません。具体的には、内職仕事、掃除の請け負い、ポスティング、小物づくりやクッキーづくりなどがあります。事業所ごとに、どうしたら障害のある人により多くの「お給料」を支払えるかと、工夫をしながらやっています。

しかし、内職仕事や起業で生計を立てているのは、障害の有無に関係なく大変なことです。作業所では本来、障害のある人の支援をする専門職である人たちが、起業に匹敵するような業務の責任まで負わされているという、制度上の課題があると私は考えています。そのように苦勞して生み出した収入により、作業所で働く障害のある人数十人に対して十分な「お給料」を払うのはなかなか難しく、「お給料」を上げるためには無理をしてもた

といえます。

例えば障害の重い人が、体を動かして何かを作ることができなかったとしても、近所のおばあちゃんと親しくなって日々の挨拶を交わし、そのおばあちゃんに楽しい気持ちを届けられたら、それは十分に社会的に意義のあることで、その人にとっての「仕事」にあたるのではないのでしょうか。

もちろん、元気でバリバリと働ける障害のある人が働いた分だけしっかりと稼ぐことのできるしくみの充実も必要です。しかし、それと同時に体調や状況に応じた多様な場が必要であるとも考えます。「仕事」とは何なのか、多様性を持ってとらえることが、社会の豊かさにつながるのではないかと考えます。

練馬区も、ここに述べてきたような障害のある人や家族が必要としている支援については十分認識しているということなので、国の方向性に振り回されず、真に障害のある人の暮らしやすい地域づくりを進めるよう求めていきたいと考えています。

注※作業所で障害のある人に支払われる「お給料」は、制度上「工賃」と呼ばれているが、なじみがなくなりづらいので、この記事では「お給料」と記載しました。